

アフリカ知的財産ニュースレター 2017年7月号(Vol.22)

知的財産をめぐる新展開

はじめに

本号では、アフリカの知的財産保護に関する最近の情勢についていくつか取りあげて論じる。

アフリカ知財に対する米国知財関係者の関心

2017年6月、知的財産関連の有力誌「Managing Intellectual Property」が主催する国際商標説明会が米国で開催された。第一線で活躍する米国の弁護士たちが出席し、大いに歓迎を受けた。アフリカに関するトークセッションでは、アフリカ大陸全域での商標保護と権利行使のための選択肢にフォーカスが当てられた。

アフリカは世界で2番目に大きな大陸であり、10億人を超える人口を擁している — この数字は2050年には現在の3倍に増えると予想されている。しかも、アフリカ大陸は2035年までには世界最大の労働人口を持つことになると予測されている。

講演者たちは、様々な方法による商標登録が可能だと説明した。アフリカのフランス語圏の大半をカバーする統一登録制度 OAPI、アフリカの英語圏の大半をカバーする指定国制の登録制度 ARIPO、マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)、そして国内登録である。

アフリカの多くの国々がマドリッド・プロトコルに署名しているが、現実面では問題が存在することが述べられた。例えば、シエラレオネやザンビアには役務商標(サービスマーク)に関する規定がないが、両国を指定国とする何千件もの国際登録はサービスを保護対象としている。保護期間に関する問題もある — ザンビアでは商標の保護期間は7年および14年であるが、国際登録の保護期間は10年である。

さらに問題となるのは、アフリカでは国際出願の審査がほとんど行われないことである。これに対し国内出願については審査が行われているという事実がある。マドリッド・プロトコルが課している12~18ヵ月という期間を遵守するためにアフリカの登録機関が悪戦苦闘していると言われるが、国際出願の審査体制の手薄さが原因なのかどうかは判然としない。国際出願の審査が行われている国、すなわち、ケニア、モザンビーク、チュニジアにおいても、出願が拒絶される率はとても低い。

マダガスカル、モロッコおよびスーダンについては、記録保管にまつわる問題もある。これらの国は国際登録に関する記録を保管しておらず、スーダンは国際登録の指定の公告すら実施していない。要するに、アフリカでの国際登録制度の利用に関しては懸念を抱くべき理由が存在するといえる。

アフリカには重大な模倣問題が存在することも報告された。しかし、既存の税関監視システムを利用する、政府職員を対象としたブランド真贋判定トレーニングを導入するなど、考えられる対策は複数ある。ザンビア、ケニア等での模倣取締の成功事例に関する詳細な情報も出席者に提供された。

偶然の一致であるが、この説明会とほぼ同じ時期に、EU では欧州刑事警察機構 (Europol) が 2017 年版の「模倣および著作権侵害に関する状況報告書 (Situation Report on Counterfeiting and Piracy)」を発表した。この報告書は、欧州で発生している問題の多くがアフリカでも起こっていることを示している。両者に共通する問題としては、模倣が組織化された犯罪グループによって実行されていること、模倣品の大半が中国から渡来していること、ほとんどの模倣品は中国から運ばれてくるが販売される国の領土内で製造されている模倣品もあること、偽物の健康食品や安全用品を通じ、消費者が「直接の身体的被害」を受けることがしばしばあること等が挙げられる。欧州刑事警察機構の報告書はさらに、オンライン市場を通じた模倣品の流通が増加しつつあるという事実を強調している。この傾向はアフリカでも見られるが、アフリカの場合、ほとんどの模倣品は今でも非公式市場で販売されている。

国際商標協会 (INTA) CEO のアフリカ来訪

INTA の CEO を務める Etienne Sanz De Acedo 氏が最近アフリカを訪問した。同氏は、ARIPO の本部が置かれているジンバブエにしばらく滞在していた。ジンバブエにおいて、同氏は、弁護士、ブランド権利者、ARIPO の職員、ジンバブエの裁判官といった人々と会見した。

De Acedo 氏のアフリカ来訪の目的は、アフリカにおける INTA のサービスを向上させ、INTA の会員を増やすにはどうすればよいかを理解するとともに、ARIPO や官公庁といった組織との連携を強化することであった。「真に国際的」な存在となるという目標の一環として INTA はアフリカに大いに注目してきた、と同氏は声明の中で述べている。

ARIPO の商標登録制度の課題

ARIPO での登録は特許に関しては順調に機能しているが、商標に関しては、利用する企業は極めて少数に留まっている。2017 年 6 月 12~13 日に行われた商標作業部会の会合の後で ARIPO は報告書を発行したが、その中に、ARIPO の商標登録制度は「利用者と加入国の両方にとって魅力的でないため、期待したほどの成果を上げていない」という記述がある。この報告書はさらに、「1 年当たりの商標出願受付件数は非常に少ない」と認めている。

上記の報告書の添付資料によって、ARIPO を利用している弁護士たちが多くの不満を抱えていることが明らかになった。例えば、ARIPO に加入している国の中で国内法を ARIPO に適応させている国、言い換えれば ARIPO 設立の礎となった議定書を国内法に導入している国は、僅か 3 カ国である。異議申立先がどこなのか — ARIPO 本部なのか取消を求めている指定国の当局なのか明瞭でない。異議申立期間の長さも不透明である — 議定書に定められた 3 カ月なのか一定の加入国の国内法に規定された 2 カ月なのか分からない。また、その期間の延長が可能かどうかははっきりしない。

この報告書は、上述した問題のいくつかに対処しようとしている。同報告書によれば、異議は ARIPO 本部に申立てなければならない。加入国の法のハーモナイゼーションが存在しない上に議定書が国内法に反映されていないことが原因となって困難な課題が生じている点に報告書は暗に言及している。以

上のような点は進歩と言えるが、商標保護のための実用的な選択肢としてARIPOを推奨できるようになるまでにはもう少し時間がかかりそうである。

辞書に載っている単語は商標となりうるか？

「World Trademark Review」の2017年6月号に「辞書のとおりの意味を持つ商標はアフリカでは無意味となる危険性がある(Trademarks with dictionary meanings risk becoming meaningless in Africa)」というタイトルの論文が掲載され、読者の関心を喚起している。アフリカのさまざまな国で商標に関して最近示された判決は、辞書に載っている単語をそのまま使用した商標を登録・執行することが今後きわめて困難になる兆候を示している、と問題の論文の著者は示唆する。

そのような判決の一つはナミビアの裁判所によるもので、この裁判所は、「Talisman Plant & Tool Hire」という未登録商標を使用していた企業は、「Talisman Hire」という名称の直接の競業者が自社のサービスを詐称通用させる行為を阻止しえないと判示している。裁判官の推論によれば、「『Talisman』という語は空想的な言葉でも造語でもなく、「英語の中で普通に使用されている言葉」に過ぎない。この論法に従って裁判官は、「(当該企業は)その名称を排他的に使用する権利を持たない」と判示したのである。

この判決は懸念を感じさせる — 「talisman」という語は辞書に載っている単語であるが、機械賃貸サービスを提供している業者が使う必要のある言葉ではない。これは、幸運を運んでくる物体を意味する語である。

最近の南アフリカの判決では、最高控訴裁判所が、「Yuppiechef」という商標が同様のサービスを提供しているYuppie Gadgetによって侵害されているか否かの判断を迫られた。同裁判所は、侵害は存在しないとの判断を示したが、その理由は単に「yuppieという語が通常使用される普通の言葉」だからというものであった。

辞書に載っている単語が、登録対象の商品又はサービスを説明する記述的な言葉でない限り、そのような語は商品又はサービスの商標として有効であると考えられるが、上記の判決はこの考え方とは異なる。

ナイジェリア—NAFDAC

ナイジェリアには、「食品医薬品管理規制局(National Agency for Food and Drug Administration and Control; 通称NAFDAC)と呼ばれる行政機関が存在する。この機関は、特に食品、医薬品、医療器具、化粧品、化学薬品、殺虫剤、家畜用品、農薬、生薬の分野において公衆の安全衛生を保護するために設立された。

上記の製品分野で営業する企業(製造者と輸入者の両方)は、自社製品をナイジェリアで販売する前にNAFDACに登録する必要がある。NAFDACの登録を取得する際には、受理された商標出願又は商標登録を当該企業が有していることが要件となる。

ナイジェリア当局は、最近、3年を超える期間が経過した商標出願受理通知に基づくNAFDACへの登録は将来的に不可能になる旨を発表した(ただし、他の情報源によると、その期間は3年ではなく5年になると述べている)。

結論

知的財産権者にとってアフリカとは、この世界の一部をなしている重要だが課題も多い地域である。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 22 (2017年7月)

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.
Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年7月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。